

式志。

以上ノ如キ状態ナリ糾集運動ニ極々之ヲ以テ運動モトメキルニ
並列手當ノ組合應募メナト云々實報ノ一環ハ必ス備イナキ
テニ或ル程度早目公報編輯者等ノ組織ニテ運動ニ力添ハ
育事案ハ半當ハ運動ヲ以テ之ヲシテキルモノナリトテ其田ノ
一二報告増補類

（一） 運動ニ力添ハ

（二） 運動ニ力添ハ

（三） 運動ニ力添ハ

（四） 運動ニ力添ハ

（五） 運動ニ力添ハ

（六） 運動ニ力添ハ

（七） 運動ニ力添ハ

財團法人協調會大阪支所

一、集會及文書ニヨリ此不合理ヲ指摘シ其趣旨ヲ徹底セシメル事
二、工場分會ニ於テハ此問題ニ就テ工場分員會又ハ従業員大會ヲ
開催セシメルコト

三、未組織工場ニ對シテハ此調査及宣傳ニシ組織スルコト
四、爭議ノ場合ノ要求條項ニ入レルコト

一五、無産青年同盟支持ノ件 鶴橋支部提出

決議。本大會ハ帝國主義時代ニ於ケル無産青年同盟ノ地位ハ全無
産階級運動ノ發展ト密接ナル關係ヲ有スルコトヲ承認シ無産青
年同盟ヲ支持スルコトヲ決議スル

理由。無産青年ハ現在ノ社會ニ於テ特ニ劣態ナル地位ニアリ
工場ニ働イテモ成年労働者以下ノ賃銀シカ受取レナイ其結果ハ廣
成年労働者ノ賃銀低下ノ手段トモナツテイル又社會的ニ劣態ナ
地位ハ廿五歳以下ノ青年ハ普通選舉權ヲ與ヘラレテイナイ。學
校兵營ニ於テモブルジョア青年トハ比較ニナラナイ虐待ヲ受ケ